

天の川沿岸 土地改良だより

第41号

平成26年8月10日

米原市飯12-3

水士里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp

http://amano-gawa.jp/



改良区だより

発刊ご挨拶

理事長 田辺和雄

立秋とは名ばかりの暑さが続きませんが、稲の生育の方は順調なことで存じます。

組合員の皆様には、益々ご壮健のこととお慶び申し上げます。平素は、天の川沿岸土地改良区の運営、事業の推進に当たりまして、温かいご支援等を賜り誠に有難うございます。

さて、農林水産省では、昨年暮に「地域の活力創造プラン」を策定、農業所得を今後十年間で倍増させることを目指し、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村に向けた施策を展開することになりました。

このため、四つの改革として、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田のフル活用、日本型直接支払制度の拡充を掲げ、それぞれ、担い手への農地集積・集約の加速化、米から飼料米等非主食

米への転換、需要のある作物の振興を図り、草刈りや泥上げを行う地域の共同活動を強く押し進めるものです。これら政策を総動員することにより、農業・農村全体の所得倍増を目指し、創意工夫に富んだ農業経営体の育成、多面的機能の維持・増進、食糧自給力の向上等を確立することになりました。

特に4番目の多面的機能支払制度につきましては、法律に基づく制度に整備され、より持続性のある支援となりましたので、新たに多くの集落で共同活動として取組みを頂きますようお願いいたします。

さて、当土地改良区では今年度から、逆水地域の賦課金を反当千円値上げさせていただきます。昨年四月より関西電力の電力料金的大幅な値上げ等に伴い、出費多端の折誠に

心苦しい訳ですが、よろしくご了承をお願いいたします。

また、昨年調査計画しました電気設備・水管理施設の更新事業についてですが、平成二七年度に着工したいと考えています。この為、今年度中に土地改良法に基づく手続きが必要となり、事業同意書の捺印等について、組合員の皆様には大変お手間をお掛け致しますが、よろしくご協力の程お願いいたします。尚、この更新事業に係る皆様からの直接のご負担は、出来るだけ避けたいと考えております。

今年も台風等による異常降雨に見舞われる恐れがある一方、田んぼに有効となる降雨が少ないことが予想されます。また、関電の再値上げも心配されます。特に無駄な水を流さないよう、節水に十分心掛けて頂きますよう、お願いいたします。

以上、当土地改良区にとりまして大変厳しい財政状況の中、皆様の負託に出来るべく役員一丸となって職務に邁進していく所存でございますので、今後ともより一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とします。



ご挨拶
 湖北農業農村振興事務所
 田園振興課長 井上克久

本格的な暑さが続いており、天の川沿岸土地改良区組合員の皆さんにおかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本年度より湖北農業農村振興事務所の田園振興課長を務めさせていただきますことになりました。湖北管内は4度目でございますが、今まで同様よろしくお願い申し上げます。

天の川沿岸土地改良区では施設の老朽化や電気代の高騰などによる維持管理費の増加、あるいは土地持ち非農家の増加に伴います施設管理の問題など、ますます土地改良区の運営が厳しくなっておりますと感じているところですが、県といたしましては、できる限り土地改良区の課題の認識に努めさせていただきますとして、微力ながら力を尽くしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、天の川沿岸土地改良区では昭和55年度にかんがい排水事業に着手され、併せて基盤整備事業にも着手されました。これらの施設は整備後30年以上が経過し老朽化が進んでいます。既に農業用水

再編対策事業や地域用水機能増進事業等で老朽化が進行した施設の補修更新を実施してきてはいますが、平成に入ってから造成された受電盤等の電気設備や水管理施設については耐用年数が大幅に経過しており、これ以上の使用はリスクを伴うことから、現在、平成27年度新規事業の採択を目指して準備を進めていただいているところです。

当土地改良区管内の水田では農業水利施設等の優良な生産基盤に支えられ、環境こだわり農業や良好な水循環に努めながら良質な近江米が生産されておりますが、その農業を支える施設の多くは年々老朽化が進行しているのが現状です。そこで、県では平成23年度から農業水利施設アセットマネジメント推進協議会を立ち上げ、施設を健全な形で維持保全し、次代に引き継いでいくための対策を検討しております。具体的には環境に配慮しつつ経済性を踏まえ効率的、効果的な機能保全対策を推進していくこととしております。これは施設が壊れたら直すのではなく、施設の健全度をしっかりと把握し戦略

的に維持管理していくことで、少ない予算で長持ちさせていくというものです。また、地域ぐるみの保全活動や維持管理体制を推進していくこととしており、当改良区においても天の川沿岸地区技術検討会を立ち上げ具体的な検討事項について協議しております。その中では冒頭で申し上げましたが、農地集積が進む中、農業者が減少すると同時に土地持ち非農家が増加しており、負担金対策や地域ぐるみの保全活動についても一体的に協議していくことが重要であり、県、市、県土連が土地改良区と一緒に進んでいくことが重要であり、緒になつて検討していきたいと考えています。

組合員の皆様におかれましては、社会変化の激しい中で大変ですが、アセットマネジメントの推進について、積極的にご支援いただくとともに環境保全活動など地道な取り組みを継続され、今後の農業、農村の発展に大きく寄与していただけるものと期待をしております。

最後になりましたが、天の川沿岸土地改良区組合員の皆様方の健康と土地改良区のますますの発展を祈念しますとともに、農業農村整備への一層のご支援とご協力をお願いいたします。

第60回通常総代会開催



第60回通常総代会が去る3月19日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代40名中35名の出席のもと、湖北農業農村振興事務所田園振興課古川課長、米原市経済環境部の藤本部長のご臨席を賜り、議長に長沢の中川末次氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおりの可決、承認されました。

天の川揚水機場(電気設備・水管理施設等)の更新に向けて

天の川揚水機場の電気設備は設置後27年、水管理施設は21年が経過し、いずれも耐用年数を超過しており、これまでからお知らせしていますように、早期に更新整備する必要があります。本年度は、昨年度に実施しました更新事業調査計画業務の成果を基に平成27年度事業採択を目指して、国や県の事業計画審査及び事業計画確定に向けた土地改良法の手続きを進めていきます。

**採択手続きに
着手!**

現在のところ、概算事業費は約10億円という大きな金額になっていますが、これから上記の手続きが進む中で事業内容が精査され、事業費が確定していきます。

負担金については、市に支援をお願いするとともに、積立金を活用し組合員の皆様に新たな負担は極力掛けない方向で検討を進めております。

以下に事業の主な更新対象施設をお知らせします。



特高受変電設備



高圧引込盤等



コントロールセンター



金属抵抗器



分水工バルブ (14箇所)



天の川揚水機場から分土工等 (計15箇所) との
遠方監視制御装置及び機側計装盤

維持管理計画書の変更について

維持管理計画書は、土地改良区の施設管理にとってその方針を示した重要なもので、その整備が義務付けられています。

当土地改良区においては、設立当初の施設を基に作成された従来の計画書に対し、事業を実施する毎に適宜変更を加えて更新してきました。

しかし、当初の計画書とその都度変更を重ねたものを比較すると、受益地や管理対象施設、用水管理の内容等において大幅な増減や変更が生じており、土地改良法に基づき正式な手続きを踏んで維持管理計画書の変更を行う必要があります。本年度手続きを進めてまいります。

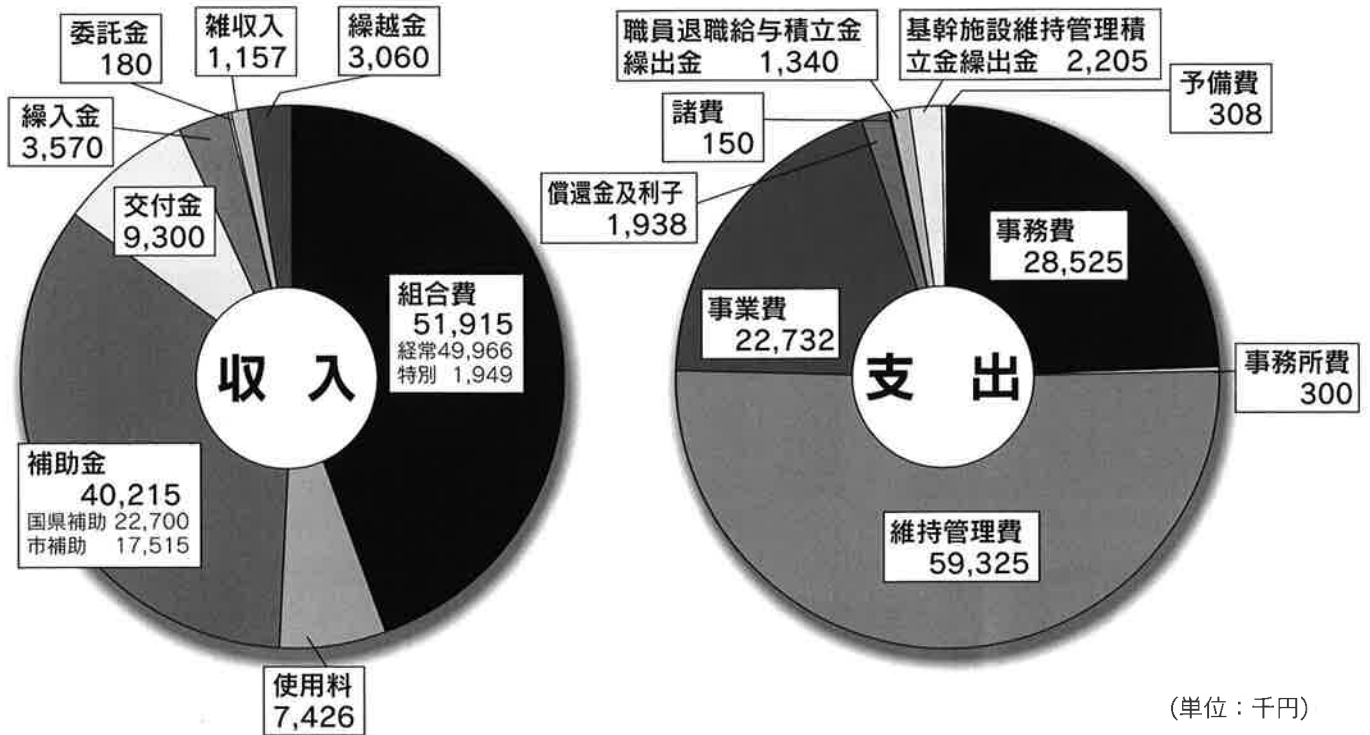
これからの予定について

今年度中に、上記2つの土地改良法に基づく手続きを行いたいと考えています。この秋以降に、更新事業関係は事業計画が明確になった段階で、また維持管理計画書は変更計画が出来次第、皆様にそれぞれの概要をお知らせする予定です。臨時総代会の開催や、同意徴集(更新事業、維持管理計画書変更の2種類)も含め時期を調整しながら進めてまいりますので御理解と御協力をお願いいたします。

なお、同意徴集に関連し、特に農地の貸し借りについて利用権等の権利設定をされている方々には、組合員資格確定のための手続きを先行して進めてまいりますので、その節にはよろしくをお願いいたします。

平成26年度一般会計収支予算

総額 1億1,682万3千円



平成24年度収支決算

一般会計

(円)

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	46,817,270	1. 事務費	26,750,338
2. 使用料	7,450,900	2. 事務所費	147,749
3. 補助金	47,390,000	3. 維持管理費	47,971,919
4. 交付金	4,574,000	4. 事業費	33,197,892
5. 繰入金	7,400,000	5. 償還金及利息	3,497,931
6. 委託金	180,000	6. 諸費	120,291
7. 雑収入	2,424,619	7. 職員退職給与積立金繰出金	2,870,000
8. 繰越金	2,742,189	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	2,205,000
合計	118,978,978	合計	116,761,120

特別会計残高

(円)

農地転用	224,028,545
職員退職給与積立金	57,910,046
基幹施設維持管理積立金	82,229,173
土地改良施設財産処分積立金	21,534,570
事務所維持管理積立金	28,985,310
増加維持管理基金	79,479,817
合計	494,167,461

差引 2,217,858円を平成25年度へ繰越

賦課金の値上げについて

この3月末に関係の皆様にお知らせしましたとおり、電気料金の値上げに伴いまして、今年度から、かん排地区の維持管理費について、やむなく1000円/10aの値上げをさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

平成26年度 農地転用決済金

地区	金額 (10アール当り)
かん排地区	443,000円
普通地区	175,800円
特別1地区	76,300円
特別2地区	111,900円

改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合または田を畑に転換する場合は、必ず届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。

尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。

平成26年度 改良区の概要 (H26.4月現在)

組合員数 1,793名
地区面積 692.0ha

平成26年度 賦課金額

1. 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	6,000円	7,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

2. 特別賦課金

①ほ場整備事業賦課金 (ほ場整備償還金：10アール当り)

工区	単価	償還残年数
日光寺	33,200円	最終年
多和田	35,660円	最終年
寺倉	18,470円	最終年
西円寺	25,100円	2
岩脇	29,380円	3
番場	16,440円	2

②ほ場整備事業経常費：ほ場整備償還継続地 150円 (10アール当り)

平成26年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費(千円)
国営造成施設管理体制整備促進事業	・土地改良施設の多面的機能促進のための支援事業 管理体制整備推進活動・強化支援 予防保全対策	13,012
土地改良施設維持管理適正化事業	・土地改良施設の機能低下防止、機能回復等のために整備補修を行う事業。	8,200
流域田園水循環支援事業	・農業排水のリサイクル活用により琵琶湖への負荷軽減 施設の高度利用・濁度測定	3,600
農業基盤整備促進事業	【定額助成】 ・区画拡大(畦畔除去・均平作業) ・暗渠排水 ・湧水処理	17,253

役員(理事)の就任

酒井正雄氏(能登瀬)が第60回通常総代会において選任され、理事に就任されました。

訃報

昨年4月より理事として土地改良区の運営並びに地域農業の発展のためにご尽力いただいていた理事の古野勝利氏(能登瀬)が、本年1月に急逝されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続きとは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されます。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※また、各種届出書はホームページからもダウンロードできます。

「組合員資格得喪通知書」の記入例

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により
通知します。

平成26年 8月10日

現資格者 住所 米原市飯12番地3
氏名 天の川太郎 ①

新資格者 住所 米原市飯12番地3
氏名 天の川一郎 ②
生年月日 大(昭)平50年 9月 1日

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地：米原市

大字名	字名	地番	地目		地積	備考
			台帳	現況		
飯	〇〇	〇〇	田	田	1,000 m	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 ③ 相続・死亡のため・経営移譲・贈与・売買・交換・賃貸借
その他 ()

(2) 時期 平成26年8月

現資格者が死亡しておられる場合は、印鑑は不要です。

印鑑は認印で結構です。

該当するところに丸印をお願いします。

組合員資格得喪通知書

下記事項により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

平成 年 月 日

現資格者 住所
氏名

印

新資格者 住所
氏名

印

生年月日 大・昭・平 年 月 日

天の川沿岸土地改良区理事長 様

記

1. 資格得喪の対象たる土地：米原市

大字名	字名	地番	地目		地積	備考
			台帳	現況		
					m ²	

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1) 原因 相続・死亡のため・経営移譲・贈与・売買・交換・賃貸借
その他 ()

(2) 時期

21世紀創造運動推進中

各小学校や農村まるごと保全向上対策集落活動組織、関係機関と連携を図り、二ゴロブナの稚魚放流体験学習会や水生生物観察会、水質調査学習等を実施しました。子供たちが、水路や田んぼの持つ役割と水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願い、今後も活動を展開していきたいと思えます。



坂田小5年生水辺の集い親子活動



米原小2年生稚魚放流体験



長沢お魚観察会



米原小5年生水生生物観察会

～人権とは～

「人権」ということばから、みなさんはどんなイメージを受けますか？
難しいもの、あるいはよく分からないけれど堅苦しい感じでしょうか。
それとも自分には関係のないものでしょうか。
人権とは、「すべての人々が、人として幸せに生きていく権利」
「人間が人間らしく生きる権利で、人が生まれながらに持っている権利」
であり、誰にとっても身近で大切なもの、思いやりの心によって守られなければならないものです。
21世紀は「人権の世紀」といわれています。
すべての人々の幸せの実現をめざして、さまざまな社会的な取組が、より一層、私たちに期待されています。

刈草を流さない！！

刈草が水路に詰まる事案が多く発生しています!!
用水路・排水路沿いで刈った草は流れないように工夫しましょう!!



水路のごみ減量にご協力を!!

水路にごみが流れると水門や取水口、暗渠のスクリーン等で詰まって水路が溢れたり、田んぼに水が届きにくくなります。特に水路の下流域では多量のごみが流れてきます。

- ・ごみのポイ捨てをなくしましょう。
- ・風で飛散するようなものは、飛ばないように心がけましょう。

これらのごみについては、地域の方々のご協力によって処理いただいています。一人ひとりの心がけがごみの減量につながります。